

入 札 説 明 書

1 契約担当課（問合せ先）

公益財団法人広島平和文化センター 平和記念資料館運営企画課

〒730-0811 広島市中区中島町1番2号 広島平和記念資料館東館地下1階

電話 082-241-4004

E-mail unei@pcf.city.hiroshima.jp

2 調達内容

(1) 件名

音声ガイド機器の調達

(2) 品名及び数量

音声ガイド機器 500 台

(3) 形状その他

仕様書のとおり

(4) 納入期限

令和9年3月19日（金）

(5) 納入場所

広島平和記念資料館東館1階（広島市中区中島町1番2号）

(6) 予定価格

28,827,272円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

3 入札区分

本案件は、所定の入札書等の書類を郵送（配達証明付書留郵便）し、入札する郵便入札対象案件である。

4 入札方式

(1) 本件業務の入札方式は、入札後資格確認型一般競争入札である。

(2) 入札後資格確認型一般競争入札は、一般競争入札に参加する者の入札参加資格の確認を入札前に行わず、開札を行った後において、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札書を提出した最低入札価格提示者（落札候補者）がある場合に、落札者の決定を保留した上、落札候補者に一般競争入札参加資格確認申請書（以下「資格確認申請書」という。）の提出を求め、その入札参加資格を有することを確認した場合に、落札者として決定するものである。

(3) また、最低入札価格提示者が次に掲げる場合に該当するときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札書を提出した者のうち、次順位の入札価格提示者から順次、前記(2)と同様にして、その入札参加資格の有無を確認し、落札者を決定するものとする。

- ・入札参加資格を有していないと確認した場合
- ・無効な入札の場合

5 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる入札参加資格を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4及び広島市契約規則（以下「規則」という。）第2条の規定に該当しない者であること。
- (2) 広島市競争入札参加資格の「令和8・9・10年」の「物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務（建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。）の提供」の契約の種類「物品の売買、修繕及び製造の請負」の登録種目「03-03 家電、視聴覚機器」に登録されている者であること。
- (3) 入札公告の日から開札までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱第2条の規定による指名停止措置若しくは広島市の物品等に係る契約の競争入札参加者の資格等に関する要綱第6条の規定による一般競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。

6 資格確認申請書等の書類の交付方法

公益財団法人広島平和文化センター（以下「当財団」という。）のホームページ（後記 15(8)参照のこと。以下同じ。）からダウンロードすることができる。

7 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所

当財団のホームページからダウンロードできる。

(2) 入札書、入札説明書、仕様書等の交付方法

当財団のホームページからダウンロードできる。

(3) 仕様書等に関する質問

ア 仕様書等に関する質問がある場合は、次により、仕様書等に関する質問書を提出すること。
なお、仕様書等に関する質問書は、当財団のホームページからダウンロードできる。

(ア) 提出期間

令和8年10月2日（金）から令和8年10月9日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日（振替休日を含む。）を除く毎日の午前8時30分から午後5時まで

(イ) 提出場所及び問合せ先

前記1に同じ。

(ウ) 提出方法

仕様書等に関する質問は、所定の質問書により、持参又は電子メールで提出すること。なお、電話及び口頭による質問は受け付けない。質問書は、質問内容等を熟知した者が提出すること。

イ 前記アの質問に対する回答は、質問を受けた日の翌日（その日が休日に当たるときは、その直後の平日）以後において、当財団のホームページからダウンロードできる。

8 入札の方法

- (1) 入札金額は、総価（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を記載すること。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者である

か免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札回数は、1回限りとする。

(4) 予定価格を超える入札金額は、無効とする。

9 入札書等の提出方法等

(1) 入札書等の提出方法

入札に参加する場合は、次に掲げる入札書等の書類を入れた封筒を郵送用の封筒に入れ、その封筒には、入札書に押印した印鑑と同じ印鑑で封印し、その表に「令和8年10月15日開札「音声ガイド機器の調達に係る入札関係書類」在中」と朱書きするとともに、封筒の裏に入札参加者の住所、商号又は名称、FAX番号及び業者番号を記載し、後記(2)アの提出期間（以下「郵送提出期間」という。）内に後記(2)イに郵送（配達証明付書留郵便）すること。郵送方法は「入札書等の郵送方法」（当財団ホームページに掲載。）を参照のこと。電送、持参その他の方法は認めない。

入札書等が郵送提出期間内を超えて到着した場合は、当該入札に参加していない扱いとする。

なお、入札書等の書類は、当財団のホームページからダウンロードできる。

ア 入札書

入札書については、当財団所定の様式（当財団のホームページに掲載。）のものを使用し、入札金額等の必要事項を記載し、記名・押印（押印は、あらかじめ使用印鑑として 広島市に届け出ている印鑑によること。）した上、定形封筒（長形3号又は長形4号（JIS規格））に入れ、入札書に押印した印鑑と同じ印鑑で封印すること。封筒の表に「令和8年10月15日開札「音声ガイド機器の調達に係る入札書」在中」と表示し、商号又は名称を記載（いずれも黒色で可）すること。

イ 委任状

代表者及び届出代理人（代表者から継続して委任を受けている旨の届出がされている者）（以下「代表者等」という。）でない者が、当該入札において代理人（届出代理人から委任を受けている復代理人を含む。）として入札する場合は、代表者等からの委任状を前記アの封筒に同封すること。

代理人として入札する場合は、入札書の入札者住所氏名欄の記載は次の例のとおりとなるので、注意すること。

（入札者住所氏名欄の記載例）

〇〇市〇〇町〇番〇号

〇〇〇〇株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇

上記代理人 〇〇 〇〇 印

なお、委任状は、当財団所定の様式（当財団のホームページに掲載。）を使用して作成すること。

(2) 入札書等の提出期間等

ア 提出期間

令和8年10月14日（水）の午後5時まで【必着】

イ 提出先

前記 1 の契約担当課に同じ

(3) その他

入札書等の提出後は、入札（開札）日時前であっても、提出された入札書等の書換え、差換え又は撤回等は一切認めない。また、入札書等の到着の確認の問い合わせには応じない。

10 開札等

(1) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和 8 年 1 0 月 1 5 日（木）午前 1 0 時

イ 場所 広島市中区中島町 1 番 2 号

広島平和記念資料館東館 地下 1 階 会議室 1

(2) 開札

ア 入札参加者のうち、開札の立ち会いを希望する者は、開札に立ち会うことができる。（立ち会うことができる者は、1 者につき 1 名とする。）

イ 開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札書を提出した者があるときは、落札者の決定を保留し、当該者を落札候補者とする。

ウ 落札候補者となるべき同価の入札をした者が 2 者以上あるときは、開札後直ちに、当該入札事務に関係のない当財団職員がくじを引き、落札候補者及び次順位以降の順位を決定する。ただし、同価の入札をした者のすべてが立ち会いしている場合には、入札者がくじを引き、落札候補者及び次順位以降の順位を決定する。この場合において、くじ引きをしない者がある場合には、当該入札事務に関係のない職員がその者に代わってくじ引きを行う。

エ その他開札及び落札候補者の決定に関しては、広島市物品売買等に係る入札後資格確認型一般競争入札実施要領に定めるところによる。

11 資格確認申請書等の提出

落札候補者となった者は、次により、資格確認申請書等を郵送（配達証明付書留郵便）又は持参して提出するものとする。郵送により提出する場合は、提出期限までに電子メールで送信し、原本を速やかに郵送するものとする。

なお、資格確認申請書等に虚偽の記載をしたものに対しては、広島市が指名停止措置を行うことがある。

(1) 提出場所

前記 1 に同じ。

(2) 提出部数

提出部数は、1 部とする。なお、提出された資格確認申請書等は、返却しない。

(3) 提出期限

令和 8 年 1 0 月 1 5 日（木）午後 5 時まで

ただし、当初落札候補者となった者ではない者が落札候補者となった場合は、別途提出期限を指定する。

なお、提出期限までに提出できない場合は、その者のした入札を無効とする。

(4) その他

入札参加者は、資格確認申請書等を前記(3)の提出期限までに提出できるよう、あらかじめ準備

しておくこと。

12 一般競争入札参加資格の確認

一般競争入札参加資格の有無については、特別の定めがある場合を除き、開札日時を基準として、前記 11 により提出された資格確認申請書等に基づき、確認するものとする。この場合において、落札候補者は、当財団から資格確認申請書等に関し説明を求められたときは、これに応じなければならない。なお、開札日時以後、落札決定までの間に前記 5 (2) の広島市競争入札参加資格の取消し若しくは指名停止措置を受けたとき又はその他競争入札参加資格を満たさなくなったときは、その者のした入札を無効とする。

13 落札者の決定

- (1) 前記に 12 より落札候補者が一般競争入札参加資格を有すると確認された場合は、当該落札候補者を落札者として決定する。
- (4) 落札者の決定結果は、入札参加者全員に通知する。

14 本件業務の履行に当たって

- (1) 本件業務の履行に当たっては、関係法令並びに広島市契約規則等の諸規程及び公益財団法人広島平和文化センター物品調達契約約款等の規定を遵守しなければならない。
- (2) 広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱第 2 条第 1 項から第 5 項までに規定する者に該当する事業者が、次に掲げる者として選定されることがないように、必要な措置を講じなければならない。
 - ア 当財団発注契約に係る下請契約等（広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱第 1 条の 2 第 3 号に規定する下請契約等をいう。以下同じ。）の当事者
 - イ 当財団発注契約に基づいて行われる資材、原材料等の売買その他の契約（下請契約等を除く。）の当事者又は代理若しくは媒介をする者なお、上記に掲げる事業者が本件業務を履行するための下請契約等の当事者又は資材、原材料等の売買その他の契約の当事者となっていた場合には、本件業務の契約を解除し、広島市が指名停止措置を行うことがある。
- (3) 本件業務の履行に当たり、広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱第 2 条第 6 項に規定する暴力団等から不当介入を受けた場合は、その旨を直ちに当財団に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。報告又は届出がない場合は、広島市が指名停止措置を行うことがある。

15 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金
免除する。
- (3) 入札回数等
入札回数は、1 回限りとし、この結果、落札者（落札候補者）がない場合は、入札を打ち切る。

(4) 契約保証金

契約を締結する場合には、契約締結日までに、契約期間に係る総支払予定金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。

ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

ア 保険取扱機関との間に当財団理事長を被保険者とする履行保証保険を締結して、前記1に提出したとき。

なお、履行保証保険契約の締結に当たっては、事前に保険取扱機関の審査が必要であり、落札決定後や契約締結日になって初めて保険の申込みをすると保険の締結ができない場合があることから、必ず事前のできるだけ早い時期に保険取扱機関と相談しておくこと。

イ 次に掲げる条件を全て満たしている者が契約保証金免除申請書を提出したとき。

(ア) 契約を締結しようとする日から過去2年間に国、地方公共団体又は当財団と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行していること。

(イ) 広島市税について滞納がないこと。

(ウ) 消費税及び地方消費税について未納税額がないこと。

なお、契約保証金免除申請の承認には、当財団による審査が必要であり、契約締結日になって初めて契約保証金の免除を申請すると、当財団において上記条件の確認ができない場合があることから、必ず落札決定後のできるだけ早い時期に、前記1に申請すること。

(5) 契約書の作成等

ア 落札者は、落札決定した日から5日以内の日（最終日が広島市の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日に当たるときは、最終日後において、最終日に最も近い同項各号に掲げる日でない日）に契約書を取り交わすものとする。

イ 落札者が前記アまでに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すとともに、広島市競争入札参加資格が取り消されることがある。また、落札決定を取り消された者は、入札保証金相当額の損害賠償金（契約予定金額の100分の5）を支払うものとする。

ウ 契約書は2通作成し、当財団及び落札者がそれぞれ、記名・押印の上、各1通を保有する。

エ 契約書の作成に係る収入印紙は、各々1通分を負担する。ただし、契約書用紙は当財団が交付する。

(6) 入札の中止等

本件入札に関して、天災地変があった場合、郵便による事故の発生等により郵便入札の執行が困難となった場合、入札参加者の談合や不穏な行動の情報があった場合など、入札を公正に執行することができないと判断されるときは、入札の執行を延期又は中止することがある。また、開札後においても、発注者の入札手続きの誤りなどにより入札の公正性が損なわれると認められたときは入札を中止することがある。

前記により入札を延期し、又は中止したことに伴い入札参加者に発生した損害については、当財団は一切の負担を負わないものとする。

なお、入札公告後に入札中止、訂正又は入札関係資料の修正を行う場合には、当財団のホームページ（<https://www.pcf.city.hiroshima.jp/hpcf/>）のトップページの「入札・公募」→「入札情報」に掲載するので入札前に確認すること。

(7) 入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。

ア 本件公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札

イ 資格確認申請書等の書類に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 入札金額を訂正した入札書を提出した入札

エ 前記 2 (6) の予定価格を上回る額の入札

オ その他広島市契約規則第 8 条各号のいずれかに該当する入札

(8) この入札に係る資料等（入札関係資料等）は、次のとおり、当財団のホームページに掲載する。

入札関係資料等	掲載場所
・ 入札公告（写し） ・ 入札説明書 ・ 契約書（案）及び契約約款 ・ 仕様書 ・ 仕様書別紙 ・ 入札書様式及び委任状（様式） ・ 一般競争入札参加資格確認申請書（様式） ・ 物品売買等競争入札参加者の手引（郵便入札用） ・ 入札書等の郵送方法	当財団のホームページ (https://www.pcf.city.hiroshima.jp/hpcf/) のトップページの「入札・公募」→「入札情報」から、該当の入札案件を選択の上、ダウンロードすること。
・ 仕様書等に関する質問書 ・ 契約保証金の納付等について ・ 契約履行実績による契約保証金の納付の免除について ・ 契約保証金免除申請書 ・ 入札参加資格の確認に係る納税証明書について	当財団のホームページ (https://www.pcf.city.hiroshima.jp/hpcf/) のトップページの「入札・公募」→「入札情報」→「各種様式等」からダウンロードすること。